

○労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件(抄)

(症状又は障害に皮膚障害を含む化学物質のみ抜粋)

(平成八年三月二十九日労働省告示第三十三号)

労働基準法施行規則別表第一の二第四号1の厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)は、次の表の上欄<編注：左欄>に掲げる化学物質とし、同号1の厚生労働大臣が定める疾病は、同欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄<編注：右欄>に定める症状又は障害を主たる症状又は障害とする疾病とする。

化学物質		症状又は障害	
無機の酸及びアルカリ	アンモニア	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	
	塩酸(塩化水素を含む。)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕	
	過酸化水素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	
	硝酸	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕	
	水酸化カリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	
	水酸化ナトリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	
	水酸化リチウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	
	弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ。)	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	
	ペルオキシ二硫酸アンモニウム	皮膚障害又は気道障害	
	ペルオキシ二硫酸カリウム	皮膚障害又は気道障害	
金属(セレン及び砒素を含む。)及びその化合物	アンチモン及びその化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、心筋障害又は胃腸障害	
	塩化亜鉛	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	
	塩化白金酸及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	
	クロム及びその化合物	皮膚障害、気道・肺障害、鼻中隔穿孔又は嗅覚障害	
	コバルト及びその化合物	皮膚障害又は気道・肺障害	
	セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)	皮膚障害(爪床炎を含む。)、前眼部障害、気道・肺障害又は肝障害	
	タリウム及びその化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害又は末梢神経障害	
	ニッケル及びその化合物(ニッケルカルボニルを除く。)	皮膚障害	
	バナジウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	
	砒素及びその化合物(砒化水素を除く。)	皮膚障害、気道障害、鼻中隔穿孔、末梢神経障害又は肝障害	
	ブチル錳	皮膚障害又は肝障害	
	ベリリウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	
	ロジウム及びその化合物	皮膚障害又は気道障害	
ハロゲン及びその無機化合物	塩素	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕	
	臭素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	
	弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く。)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は骨硬化	
	沃素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	
りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物	黄りん	歯痛、皮膚障害、肝障害又は顎骨壊死	
	カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は血管運動神経障害	
	二亜硫酸ナトリウム	皮膚障害又は気道障害	
	ヒドラジン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	
	ホスゲン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	
脂肪族化合物	脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物	塩化ビニル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、中枢神経系抑制、レイノー現象、指端骨溶解又は門脈圧亢進
		臭化メチル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、気道・肺障害、視覚障害、言語障害、協調運動障害、振せん等の神経障害、性格変化、せん妄、幻覚等の精神障害又は意識障害
	アルコール、エーテル、アルデヒド、ケトン及びエステル	アクリル酸エチル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害又は粘膜刺激
		アクリル酸ブチル	皮膚障害
		アクロレイン	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		二・三・エポキシプロピル=フェニルエーテル	皮膚障害
		グルタルアルデヒド	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		二シアノアクリル酸メチル	皮膚障害、気道障害又は粘膜刺激
		二ヒドロキシエチルメタクリレート	皮膚障害
		ホルムアルデヒド	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		メタクリル酸メチル	皮膚障害、気道障害又は末梢神経障害
		硫酸ジメチル	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	その他の脂肪族化合物	アクリルアミド	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、協調運動障害又は末梢神経障害
		アクリロニトリル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		エチレンジイミン	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は腎障害
		エチレンジアミン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		エピクロロヒドリン	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は肝障害
		酸化エチレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害、造血管障害又は末梢神経障害
		ジメチルホルムアミド	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、気道障害、肝障害又は胃腸障害
		ヘキサメチレンジイソシアネート	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害

		無水マレイン酸	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	
脂環式化合物		イソホロンジイソシアネート	皮膚障害又は気道障害	
		ジシクロヘキシルメタン-四・四'-ジイソシアネート	皮膚障害	
	芳香族化合物	ベンゼン及びその同族体	スチレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、視覚障害、気道障害又は末梢神経障害
芳香族炭化水素のハロゲン化合物		パラ-tert-ブチルフェノール	皮膚障害	
		塩素化ナフタリン	皮膚障害又は肝障害	
芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体		塩素化ビスフェニル(別名PCB)	皮膚障害又は肝障害	
		アニシジン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血	
		クロルジニトロベンゼン	皮膚障害、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血	
		四・四'-ジアミノジフェニルメタン	皮膚障害又は肝障害	
		ジニトロフェノール	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、代謝亢進、肝障害又は腎障害	
		トリニトロトルエン(別名TNT)	皮膚障害、溶血性貧血、再生不良性貧血等の造血器障害又は肝障害	
		二・四・六-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	
		パラ-フェニレンジアミン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	
		フェネチジン	皮膚障害、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血	
	その他の芳香族化合物		クレゾール	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
			クロルヘキシジン	皮膚障害、気道障害又はアナフィラキシー反応
			トリレンジイソシアネート(別名TDI)	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
			ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂	皮膚障害
			ヒドロキノン	皮膚障害
			フェニルフェノール	皮膚障害
		フェノール(別名石炭酸)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	
		ベンゾトリクロライド	皮膚障害又は気道障害	
		無水フタル酸	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	
		メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	
複素環式化合物		四-メトキシフェノール	皮膚障害	
		レゾルシン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	
農薬その他の薬剤の有効成分		テトラヒドロフラン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は皮膚障害	
		ピリジン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	
		ジチオカーバメート系化合物(エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネブ)及びエチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガン(別名マンネブ))	皮膚障害	
		N-(1-1'-2-2'-テトラクロルエチルチオ)-4-シクロヘキセン-1,2-ジカルボキシミド(別名ダイホルタン)	皮膚障害又は前眼部障害	
		テトラメチルチウラムジスルフィド	皮膚障害	
		トリクロルニトロメタン(別名クロルピクリン)	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	
		N-(トリクロロメチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド	皮膚障害	
		二塩化1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム(別名バラコート)	皮膚障害又は前眼部障害	
	ペンタクロルフェノール(別名PCP)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は代謝亢進		

備考 金属及びその化合物には、合金を含む。